

5 公営による選挙運動

★ 各候補者が無料でできる選挙運動（公営による選挙運動）としては、次のものがあります。

選挙の種類 区分	衆議院 (比例代表選出) 議員	衆議院 (小選挙区選出) 議員		参議院 (比例代表選出) 議員		参議院 (選挙区選出) 議員	都道府県知事	都道府県議会議員	市町村長	市町村議会議員
		候補者届出政党	公職の候補者	名簿届出政党等	名簿登載者					
1 選挙管理委員会がその全部を行うもの										
投票記載所の氏名等の掲示	○	○		○	○	○	○	○	○	○
2 内容は候補者等が提供するが、その実施は選挙管理委員会が行うもの										
ポスター掲示場の設置			○			○	○	□	□	□
選挙公報の発行	○		○	○		○	○	□	□	□
3 選挙管理委員会は便宜を提供するが、その実施は候補者が行うもの										
演説会(個人・政党・政党等)の公営施設使用	△	△	○		○	○	○	○	○	○
4 選挙管理委員会は実施には直接関与しないが、その経費の負担のみを行うもの										
新聞広告	●	○	○	●		○	○	△	△	△
政見放送	○	○		○		○	○			
経歴放送			○			○	○			
通常葉書の交付		△	○		○	○	○	○	○	○
通常葉書の作成		△	◎		◇	◎	△	△	△	△
特殊乗車券等の無料交付			○		○	○	○			
選挙運動用ビラの作成	△	△	◎		◇	◎	□		□ (市長のみ)	
選挙運動用ポスターの作成	△	△	◎		◇	◎	□	□	□ (市長のみ)	□ (市議のみ)
選挙事務所の立札・看板の作成	△	△	◎	△	◇	◎	△	△	△	△
演説会場(個人・政党・政党等)の立札・看板の作成	△	△	◎		△	◎	△	△	△	△
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成	△	△	◎		◇	◎	△	△	△	△
選挙運動用自動車の使用	△	△	◎		◇	◎	□	□	□ (市長のみ)	□ (市議のみ)

(注) ① 衆議院(比例代表)では、衆議院名簿届出政党等だけが選挙運動を行うことができます。
 ② ○印は、公営(無料)で行われます。
 ③ ◎印は、供託金が没収されない場合に限って公営で行われます。
 ④ ●印は、得票数が一定数(衆議院比例代表選挙は選挙区の有効投票の総数の100分の2、参議院比例代表選挙は有効投票の総数の100分の1)以上の場合に限って公営で行われます。
 ⑤ ◇印は、当選人となるべき順位が、当該名簿届出政党等の当選人の数に2を乗じて得た数に相当する順位までにある場合に限って公営で行われます。
 ⑥ △印は、制度はあっても公営で行われないものです。(有料でできます。)
 ⑦ □印は、都道府県又は市町村の条例により公営で行うことができます。
 ⑧ 空欄は、制度がないものです。(選挙運動には使用できません。)
 ⑨ 平成29年6月に行われた公職選挙法の改正により、平成31年3月以降の都道府県議会議員・市議会議員の選挙においては、一定の制限のもと、選挙運動用ビラの作成ができるようになります。

(1) 投票記載所の氏名等の掲示

衆議院小選挙区選挙では、投票記載所に「候補者の氏名及び候補者届出政党の名称」が掲示されます。

参議院選挙区選挙・地方公共団体の議会の議員又は長の選挙では、投票記載所に「候補者の氏名及び党派別」が掲示されます。

衆議院比例代表選挙では、投票を記載する場所に「衆議院名簿届出政党等の名称及び略称」が掲示され、併せて投票所内の適当な箇所に「衆議院名簿届出政党等の名称及び略称」のほか「衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位」が掲示されます。

参議院比例代表の選挙では、投票記載所に「参議院名簿登載者の氏名」並びに「参議院名簿届出政党等の名称及び略称」が掲示されます。

なお、不在者投票記載所（市役所、町村役場のみ）においても、候補者の氏名、党派、候補者届出政党の名称、名簿届出政党等の名称、略称が公示（告示）日の翌日から掲示されます。

(2) 選挙公報

衆議院・参議院・知事の選挙で発行する選挙公報は、選挙の期日の2日前までに、選挙人名簿に記載された人が属する全世帯に配布されます（群馬県では、県条例により県議会議員選挙について、また県内の各市及び一部の町では、当該市町の条例により、選挙公報の発行を定めています）。

なお、字数制限はありませんが、掲載文に図、イラストレーション等を記載しようとする場合は、それらの部分の面積の合計面積は、掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1以下に限られます。



(3) 個人演説会の公営施設使用

個人演説会のため、公営施設（学校、公民館、市民会館や市町村の選挙管理委員会が指定した市民体育館などの施設）を各1回に限り無料で使用できます。

政党演説会、政党等演説会のためにも、公営施設を利用できますが、全て有料となります。

公営施設で個人演説会、政党演説会、政党等演説会を開催する場合、市町村の選挙管理委員会に対し、開催日の2日前までに申し出をしなければなりません。なお、1回の使用時間は5時間を超えることができません。

(4) 新聞広告

候補者は、選挙運動期間中に、次にあげる回数に限り、一定の大きさ（横9.6cm、縦2段組以内）で選挙に関する新聞広告をすることができます。

候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等は、届出候補者の数、衆議院名簿掲載者の数、参議院名簿掲載者の数に応じて定められた寸法、回数で新聞広告をすることができます。

衆議院小選挙区選挙	5回（無料）
参議院選挙区選挙	5回（無料）
知事選挙	4回（無料）
その他の地方選挙	2回（有料）

(5) 政見放送、経歴放送

衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙・知事選挙において、群馬県では、次のとおり政見放送、経歴放送が行われます。

なお、衆議院小選挙区選挙において政見放送を行えるのは、候補者届出政党のみです。

政見放送

区 分		放送局と放送回数（※）	
衆議院議員 (小選挙区)※	テレビ	NHK 2回 (1回) 群馬テレビ株式会社	3回 (2回)
	ラジオ	NHK	1回
参議院議員 (選挙区)	テレビ	NHK 2回 群馬テレビ株式会社	3回
	ラジオ	NHK 2回 株式会社文化放送	1回
群馬県知事	テレビ	NHK 2回 群馬テレビ株式会社	3回
	ラジオ	NHK 2回 株式会社文化放送	1回

※回数は、届出候補者数が3～5人の場合。なお、()は届出候補者数が1～2人の場合

経歴放送

区 分		放送局と放送回数	
衆議院議員 (小選挙区)	テレビ	NHK	1回
	ラジオ	NHK	おおむね10回
参議院議員 (選挙区)	テレビ	NHK 1回	テレビによる政見放送を行う際にも実施
	ラジオ	NHK	おおむね5回
群馬県知事	テレビ	NHK 1回	テレビによる政見放送を行う際にも実施
	ラジオ	NHK	おおむね5回

(6) 通常葉書

選挙運動用葉書は、日本郵便株式会社で選挙用である旨の表示をしたものでないと使用できません。選挙長の発行する証明書を、選挙運動期間中に決められた郵便局に提示すると、選挙用の表示のある通常葉書が無料で交付されます。

この葉書の交付に代え、手持ちの私製葉書を使用し、選挙用の表示を受けて差し出すこともできます。私製葉書は立候補前にあらかじめ印刷できますが、台紙代は無料となりません（郵送料は無料となります）。

衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙で供託物を没収されなかった候補者、参議院比例代表選挙で参議院名簿登載者の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍にある者まで、葉書の作成（印刷）が一定限度額の範囲内で無料となります。

(7) 特殊乗車券

衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙・知事の選挙では、15枚の特殊乗車券の交付を受けることができ、各候補者は鉄道やバスなどを無料で利用できます。

参議院比例代表選挙では、参議院名簿登載者は、各々6枚の特殊乗車券又は特殊航空券の交付を受けることができ、鉄道やバス、飛行機などを無料で利用できます。

